

告示

埼玉県選管告示第四十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、深谷市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

令和三年七月二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

| | | | |
|---------|--------------------|--------------|------|
| 施設の名称 | 所在地 | 管理者 | 収容人員 |
| 深谷市民体育館 | 埼玉県深谷市本住町十七番 二号 | 深谷市教育 委員会 | 千人 |